

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、次のとおり管理規程の変更を認可した。

令和元年7月5日

佐賀県知事 山口 祥 義

1 変更認可の年月日

令和元年6月11日

2 変更認可を受けた土地改良区の所在地及び名称

武雄市朝日町大字甘久 2721 番地

武雄東部土地改良区

3 土地改良施設の名称

繁昌ダム

4 管理規程の変更内容

水利使用規則の改正に伴う最大取水量の変更